

令和____年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所		氏名	
----	--	----	--

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- ☐ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第 21 条の 9 第 3 項の規定 (相続時精算課税) の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- ☐ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実と相違ありません。

令和____年____月____日

農地等の贈与者

住所_____ 氏名_____

書 き か た 等

1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。

2 この確認書は、贈与者の方が記入します。

3 用語の意義

(1) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき（同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。）におけるその農地を除きます。）をいいます。

（注）1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市（首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）をいいます。以下同じです。）の区域内に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次の(1)から(3)までに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。

(1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地（次に掲げるものを除きます。）

イ 生産緑地法第10条（同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの

ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地（以下「特定生産緑地」といいます。）の指定がされなかったもの

ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの

ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの

(2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地（(1)に掲げる農地を除きます。）

(3) 都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地（(1)及び(2)に掲げる農地を除きます。）

(2) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

(3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。